

# 災害対策基本法と防災基本計画での災害ボランティア

## 災害対策基本法(2018/6月改訂)での行政とボランティアの連携

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/kihonhou/index.html>

- 行政のボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性の確認
- ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める
- 被災地内外の行政・社協・ボランティアが協働して被災者支援

防災基本計画(2018/6月) <http://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>

## 防災基本計画でのボランティア活動の環境整備

- 市町村(県)は平常時からボランティアの育成、協力、連携について検討
- 国、市町村(県)は日赤, 社協, ボランティア団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築
- 平常時のボランティア活動の受入れや調整を行う体制, 活動の拠点の確保, 安全確保, 被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進

## 防災基本計画でのボランティアの受入れ

- 国、地方公共団体、関係団体は相互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握, ボランティアの受付, 調整等その受入体制を確保に努める
- ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し, 必要に応じて活動拠点を提供するなど, ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める
- 地方公共団体は、社協、ボランティア団体、中間支援組織を含めた連携体制の構築を図り、情報共有の場の設置などし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握する
- 連携のとれた支援活動を展開に努め、ボランティアを行っている者の生活環境に配慮する

～三者連携を目指して～

防災における行政の  
NPO・ボランティア等との  
連携・協働ガイドブック

～三者連携を目指して～

<https://goo.gl/HDnnw5>

**行政は災害時に「住民の生命、身体及び財産を災害から保護する」責務**

- ・ 災害で状況が一変し、仕事は飛躍的に増大し、大きな負担で対応困難
- ・ 被災者のニーズに寄り添う適切・効果的支援のために
- ・ 被災地内外の行政・社協・ボランティアが協働して被災者支援



平成30年4月  
内閣府防災担当

災害VC(社会福祉協議会)の役割
行政、関係機関等との連絡調整
被災者ニーズの把握、被災世帯調査
ボランティアの募集、マネジメント
ボランティア活動の支援(受付、オリエンテーション、活動調整、安全・健康管理)
資源などの調整(資機材の調達等)
情報発信(被災者への支援活動の告知、マスコミ対応)
ボランティア活動に関わる事務(ボランティア活動保険加入、高速道路無料化)

行政が行うべきこと
災ボラ従事者への情報提供
支援活動の円滑化
災害対応・被災者支援活動に関する方針決定
行政機能の回復
災害応急業務の遂行
ニーズの全体像把握
ボランティアへの情報提供
各種被災者支援策の実施
資金・資機材・情報等の供与によるボランティア活動の促進

平時に 災害時ルールを作成し、行政の災害関連部署で共有するなど、組織として仕組みの構築や知見の蓄積し、災害時の速やかな連携・協働に

# 神奈川県地域防災基本計画での災害ボランティア(1/2)

地震対応(2017/2月) 風水害等対応(2017/7月)

<http://www.pref.kanagawa.jp/docs/j8g/cnt/f5150/>

## 災害救援ボランティア受入体制の整備

- 市町村は、災害VCを開設し、ボランティアの受入体制及び活動環境の整備、ニーズ把握及び情報提供等について、市町村地域防災計画の中で明確に定めるように努める
- 県は、市町村災害VCの円滑な設置・運営を支援するため、先遣隊の派遣を可能とする体制整備を図る
- 県は、市町村と、災害時にボランティアの活動拠点となる場所や必要な資機材の確保に対する便宜の提供に努める

## 災害時応急活動

- 県は県社協、ボランティア支援団体等と協働・連携し、かながわ県民活動サポートセンター設置
- 市町村、社協及びボランティア団体等は、実情に応じて、発災後速やかに、緊密な協働・連携のもと、災害VCを設置
- 県は各種ボランティアの技能が効果的に活かされるように配慮し、必要に応じて活動拠点を提供する等、その活動の円滑な実施が図られるよう支援に努める
- 市町村も、関係団体等と協力し、活動場所や、必要に応じ、資機材・宿泊場所等の提供あるいはそれらの情報提供により、活動の円滑な実施が図られるよう、消防機関と共に支援に努める
- 県外支援受入れで、県、市町村と連携し、迅速に受入体制を整え、最大限の便宜を図る

## 神奈川県地域防災基本計画での災害ボランティア(2/2)

### ネットワークづくりの推進

- ・ 県は、相互に連携して救援活動ができるよう、平常時から情報提供や相談などの支援を行う
- ・ 県は、ボランティアニーズの的確な把握に向け、関係団体や民間機関との連携によるボランティア情報の収集・発信システムの構築を進める
- ・ 県は、福祉・医療等の専門知識を有する専門ボランティア等、様々な分野のボランティアやNPO等との連携強化のためのシステム作りを進める
- ・ 県は、情報通信や物資調達運搬など、企業や業界団体等が持つ資機材・ノウハウ・ネットワークを活かした支援活動を個々のボランティア活動に有機的に結びつけるために、事前の協定締結や既存の協定の改定等を進める
- ・ 市町村は、平常時から、災害救援ボランティア団体や地域住民等との協働による災害VCの設置・運営の訓練の実施等を通じて、発災時を想定した連携協力体制づくりに努める

### 人材の育成と活用

- ・ 県は、ボランティアの育成等を目的とした講座等に職員を派遣 災害救援ボランティアコーディネーターの養成講座をかながわコミュニティカレッジ講座等において支援団体と協働で実施
- ・ 市町村は、災害時にボランティアが円滑に活動できるよう、平常時における登録、研修、災害時における活動の受入窓口、その活動の調整方法等の体制整備を図る

### 情報の収集・配信

- ・ 県は発災後、先遣隊を被災地域に派遣し、被害状況、ニーズ、災害VCの状況等を把握
- ・ 県災害救援ボランティア支援センターは、県社協、日赤神奈川県支部、ボランティア支援団体等と連携して、被災地状況、希望等の情報を収集し、県ホームページを通じて情報提供 災害救援活動を希望するボランティアに、各種通信手段により、ボランティアニーズ等情報の配信

**県及び市町村は、災害ボランティア支援団体の活動に必要な場所・資機材・資金等の確保に対する便宜の提供に努める**